



141話 もし保険証を忘れてしまったら

ゴールデンウィークを前に、お出かけの計画を立てている方は多いのではないのでしょうか。外出先で病気やけがをしたときに、病院で受診できるよう保険証は忘れないようにしてください。

もし保険証を忘れてしまっても、大丈夫。
以下の手続きをすれば、最終的に保険証を提示したときと同じ医療費の負担になります。



立て替え払いをする



保険証の提示ができない場合は、一旦10割負担をして頂くこととなります。

その後、ひかり健康保険組合へ7割払い戻しの手続きを行ってください。
手続きの流れは下記となります。



- ① 医療機関(病院)で医療費を10割支払う
※支払った際の領収書は大切に保管してください
- ② 医療機関に「診療報酬明細書(レセプト)」をもらう
- ③ 「療養費支給申請書」に領収書とレセプトを合わせてひかり健康保険組合へ提出する

詳しい流れはHP(<http://www.hikarikenpo.or.jp/d/10wari-futan2>)からご覧ください。



この保険証をお持ちの方が、ひかり健康保険組合へ申請できます。



後日保険証を提示する



医療機関(病院)によって対応が変わりますが、
受診した月と同じ月までに保険証を提示すれば、
その場で医療費の7割を返してくれるところもあります。

お支払いの窓口で相談してみましょう。



一番良いのは、病気やけがをしないで健康でいることです。
皆さんも体調に気を付けて楽しい休日を過ごしてください。